

CCS事業法について

令和7年3月10日 経済産業省 産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

貯留事業の実施に係るCCS事業法の保安規制に関する主要なプロセス

(行政)

(事業者)

(法律内容)

試掘段階

試掘の実施

貯留事業の実施時の 保安措置義務 (法第66条第1項)

○次に掲げる事項について、経済産業省令に ○次に掲げる事項について、経済産業省令に ○次に掲げる事項について、経済産業省令に ○次に掲げる事項について、経済産業 運用並びに 業省令に基 の

めづ

CO2地下注入前段階

貯留事業の許可 (法第10条第1項)

貯留事業許可 の申請

貯留事業の許可の基準(法第10条第3項)抄 ①経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を有する

- ②欠格事由に非該当
- ③ なお試掘を要するものでない
- ④CO2の安定的な貯蔵が行われることが見込まれる
- ⑤他の貯留事業等の実施を妨害しない
- ⑥他の鉱業の実施を妨害しない
- ⑦他の産業、公共の福祉に反しない
- ⑧公共の利益の増進に支障を及ぼさない

実施計画の認可 (法第38条第1項)

保安措置義務へ の対応を確認

保安措置義

務への対応

を確認

実施計画の 作成・申請

現況調査の実施 (法第74条)

調査結果

を反映

実施計画認可の基準(法第38条第2項)抄

- ①貯蔵方法が適切
- ②公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切
- ③漏えい防止措置が適切
- ④ 貯蔵状況の監視が適切
- ⑤貯蔵するCO2基準が政令で定める基準に適合(海域の場合)
- ⑥CO2貯蔵以外に適切な処分方法がない(海域の場合)
- ⑦その他貯留事業が安定的に遂行される

保安規程の確認 (法第69条)

が回班軍業業を持有に沿って兵國 保安規程の **黎**斯爾尼治之 作成・届出 工事計画の確認(法第75条)

保安規程(法第69条)

- ○貯留事業場の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置を記載
- ○保安規程に記載する内容は経済産業省令で規定
- ○保安規程を制定、変更する際には、現況調査の結果を踏まえ る必要

CO2地下注入、貯蔵段階

措置命令等(法第66条等)

貯留事業の実施

貯蔵状況の監視 (法第43条)

監視(モニタリング)

〇貯留層の温度、圧力等のCO2の貯蔵状況を確認

(参考)貯留事業者等に対する保安規制の概要

※太字下線部は、具体的な内容等の検討が必要な主要項目

● 貯留事業者等の義務等

- ▶ 公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない(第66条)
- ▶ 貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない(第67条)
- 経済産業省令で定める災害が発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない (第68条)

● 自主的な保安

- ▶ 保安規程を定め、貯留事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない(第69条)
- ▶ 従業者に保安教育を施さなければならない(第70条)
- 経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、作業監督者を選任し、その貯留事業場等における保安の監督をさせなければならない等(第71条~第73条)
- ▶ 貯留事業を開始しようとするとき等は、貯留事業場の現況について経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない(第74条)

● 工事計画及び検査

- ▶ <u>貯留等工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるもの</u>をしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない等(第75条)
- ▶ <u>貯留等工作物であって経済産業省令で定めるもの</u>の設置又は変更の工事を完成したときは、使用の開始前に、当該貯留等工作物について自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない(第76条)
- ▶ <u>貯留等工作物であって経済産業省令で定めるもの</u>については、定期に、自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない(第77条)

移管後

JOGMECの業務

拠出金から支弁

背景・法律の概要

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における化石燃料・原料の利用 後の脱炭素化を進める手段として、CO2を回収して地下に貯留するCCS (Carbon dioxide Capture and Storage) の導入が不可欠。
- ✓ **我が国としては、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており(GX推進戦略 2023年7月閣議決 定)、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

(1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

- 「経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特 定区域」として指定※した上で、特定区域において試掘やCO2
- 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に 協議し、その同意を得ることとする。
- 上記の許可を受けた者に、試掘権(貯留層に該当するかどうかを確認す るために地層を掘削する権利) や**貯留権**(貯留層にCO2を貯留する権利)を 設定する。CO2の安定的な貯留を確保するための、試掘権・ 貯留権は「みなし物権」とする。
- 鉱業法に基づく採掘権者は、上記の特定区域以外の区域 (鉱区)でも、経済産業大臣の許可を受けて、試掘や貯留事 業を行うことを可能とする。

(2) 貯留事業者に対する規制

- ・試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣(※)の認可制とする。
- ※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- ・ 貯蔵したCO2の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- CO2の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保するため、引当金の積立て等を義務 付ける。
- 貯留したCO2の挙動が安定しているなどの要件を満たす場合には、Eニタリング等の貯留事業場の管理 業務をJOGMEC (独法エネルギー・金属鉱物資源機構) に移管することを可能とする。また、移管後 のJOGMECの業務に必要な資金を確保するため、貯留事業者に対して拠出金の納付を義務付ける。
- ・ 正当な理由なく、 CO2排出者からの貯留依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこ **と**等を禁止するとともに、料金等の届出義務を課す。
- 技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制を課す。
- ・試掘や貯留事業に起因する賠償責任は、被害者救済の観点から、事業者の故意・過失によらない賠 **償責任(無過失責任)**とする。



2. CO2の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

(1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- CO2を貯留層に貯留することを目的として、CO2を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) 導管輸送事業者に対する規制
- 正当な理由なく、CO2排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務を課す。
- 技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制を課す。
- ※海洋汚染防止法におけるCO2の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。